

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（原案）へのパブリックコメント

1 募集期間:平成28年12月26日(月)～平成29年1月25日(水)

提出件数:18人73件

2 意見及び市の考え方

取扱区分:A(意見を反映)3件, B(実施にあたり考慮)5件, C(原案に考慮済み)5件, D(説明・回答)60件

No	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
◆ 計画の基本的事項について					
1	計画の位置付け	P3	芦屋市総合計画と整合性はとられているか。	D	計画については、市長を本部長とする推進本部で策定することから、芦屋市総合計画をはじめとした上位計画とも整合性は取られております。
2	計画の進行管理	P5	芦屋市の中長期各種計画は複雑である。殆どの職員は総合計画など知らない、業務に活かしていないというのは、環境に関しても多数の計画が存在することからも明らかである。 市のトップが、各種計画を理解して、PDCAを回しているのか疑問で心配である。 企業でも環境についてはCSR(企業の社会的責任)の最重要項目として、ISO-14001活動などをHPIに掲載・公表している。 環境に関する各種中長期計画を市トップ、職員、市民が理解できるように一本に纏め、その計画に基づき各項目・担当別に目標を達成するための詳細な計画を立てるべきである。	D	策定の趣旨が異なる環境に関する各種計画については、目標達成に向け、それぞれの計画において市長を本部長とする推進本部により進行管理を行っております。
3	計画の進行管理	P5	「第4章 課題の整理(P49～P52)」、「第5章 目標値の設定P53～64)及び「新規・拡充・継続方策における各主体(市民・事業者・市(行政))の役割の明確化(P73～P82)」により、P(計画)とD(方策実行者)は決まったが、適切な時期のC(チェック)とA(改善)が必要である。各主体に対し、数値目標を提示し、適切な時期に方策実施状況の監視(モニター)及び改善をすることが目標達成に向けた大事なプロセスとなる。	D	目標年度までの方策実施状況の検証や改善は、毎年度「芦屋市一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理実施計画)」を策定することや、中間目標年度で実施する本計画の見直しにおいて市民・事業者へアンケートを実施するとともに、各種方策を検証することにより行います。
4	計画の進行管理	P5	燃やすごみに多量の紙、PET、缶、ビンなどの資源が約10%も混入していることは大きな課題である。 目標達成に向けたPDCAを回すに際し、CAIは最重要である。重要な指標については月々開催の自治会連合会の役員で構成するCA組織を検討したかどうか。 前計画の目標達成状況から「廃棄物減量等推進審議会」や「一般廃棄物処理基本計画推進本部」についてはメンバーも含め見直すべきではないか。	D	PDCAに関する組織については、市内での体制はもとより、市民、事業者及び学識経験者等多様な意見の聴取を行うため、引き続き現在の体制により事業を推進してまいります。
5	—	—	今後10年間のごみの減量は市民・事業者の協力が必須であることからその気にさせる資料作成が必要である。	B	本計画では、目標を達成するための市民・事業者・市(行政)の三者の協働を規定(P72)しておりますが、拡充方策「⑤ごみ処理に関する情報の提供」(P76)の中で図表や参考資料を工夫するなど、実施に当たっては考慮してまいります。
6	—	—	膨大な分量の計画書に対し、市民から意見を求めるのは無理ではないか。	D	本計画の内容は、市民や事業者の方にごみ処理の現況や方策等について理解して頂けるように図表や参考資料等用いるとともに、概要版も合わせてお示しております。
◆ 実績値及び目標値について					
7	ごみ排出量	P21	平成25年度における、本計画の市民1人当たりの1日のごみ排出量(1059.7g)と第3次環境計画(944g)とで異なるのはなぜか。	D	環境計画における当該排出量には、処理する過程で市(行政)が直接関与しない「集団回収量」が含まれていません。
8	前計画目標値達成状況	P35	前計画の目標3項目全ての未達成原因の詳細なる分析(数字)が記載されていない。現状把握なくしてこの先10年間の数字目標は絵に描いた餅で市民に対しての説得力はない。	C	前計画の目標項目の未達成原因を「第3章 前計画の評価 2 前計画目標値達成状況(P35～P38)」及び「3 前計画の方策取組状況(P39～P48)」で分析した上で、本計画の目標を設定しています。

No	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
9	前計画目標値達成状況	P35 ～ P37	前計画の中間目標達成状況はいずれも未達成である。(P35)さらに、原案では全国との削減率での比較をしているが(P36～P38)、基準年度が平成12年度で、ごみが減ったように見せているにすぎない。絶対値のグラム数では、兵庫県(兵庫県の一般廃棄物処理 平成25年度)において、芦屋市のごみ排出量の市町別順位は年々下がっており、平成25年度で生活系ごみ量は41番中41番である。 原案が示すように、ごみ削減率が高ければ順位は上がるどころ、むしろ下がっている。しかも、全国の平均値よりも152gも多い(環境白書平成28年度版)。このことから、芦屋市のごみ排出量は他市と比較すると多いと考えられる。 都合の良いデータだけでなく、悪いデータも併せて載せることにより、市民に現実を知らせ、ごみ問題に対する意識変革のチャンスとなるのではないか。正直なデータは市民的確な判断と市との信頼関係をつくることを肝に銘じてもらいたい。	C	国の第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月)においては、一般廃棄物に関する目標値を循環型社会形成推進基本法が施行された平成12年度を基準年度とした削減率で設定しているため、本計画におけるごみ排出量等の目標の設定及び評価は、平成12年度を基準年度とした削減率を用いて行っています。(P58)なお、国・県のデータについても、本計画中、P21～P29においてお示しているところですが、今後より一層情報開示することでも周知・啓発してまいります。
10	目標値	P58	原案では目標値(P58～)がそれぞれ書いてあるが、達成すればどのくらいの金額が削減されるのか。 この目標値でごみの量が全国平均値よりも下がるのか、さらに兵庫県での順位が上がるのか。 目標を達成すれば何がどうなるのかが見えないものは目標と言えず、単なる数字に過ぎない。 原案で示された目標値は無責任で単なる作文である。	D	ごみの減量化に伴い、施設の小規模化が図れるため施設整備費の縮減が見込めますが、具体的な金額は施設整備の詳細な内容が決まっていないため記載することはできません。「最終処分費」の削減額についてはP153をご覧ください。 本市の目標値(平成32年度及び平成38年度)の全国での相対的な位置及び兵庫県下での順位については、全国及び兵庫県の各自治体も本市と同様にごみの減量化・再資源化に取り組むことから予測することは困難ですが、現在、国及び兵庫県の計画においては目標年度が平成32年度までの設定であり、本市の中間目標年度でもあるため、当該年度における各指標の状況はP142及びP143をご覧ください。
11	目標値	P65 ～ P68	なぜ集団回収量及びリサイクル率(P65～P68)だけが、他の目標項目(平成27年度実績値からの改善)と違い、『目標年度(平成38年度)の予測値からの改善』として示しているのか。	D	目標値を達成するために必要な数値設定と考えております。
◆ 方策について					
12	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	収集作業員にまでごみの減量化・再資源化の取組は伝わっているのか。燃やさないごみで出された再資源として使えるものが、パッカー車にごちゃまぜに放り込まれていることから、そのまま捨てられているのではないのか。 市民一人ひとりが未来のために意識を持ってごみの減量化・再資源化に取り組む必要があるが、意識のない人にまで届くように効果的な啓発をお願いしたい。	B	収集時のごみの分別については、処理センター内にて人力及び機械により選別しリサイクル等行っています。 ごみの減量化・再資源化の意識の向上については、本計画の基本理念及び基本方針(P72)にもありますように最重要と考えており、各種方策(P73～P82)の実施に当たっては考慮してまいります。
13	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	各種方策については、数(新規・拡充・継続)は多いが具体的な数値目標の記載がなく、単なる「なっつらいいよね」という願望にすぎない。 具体的な方策には実現するための費用が必要となるがどこにも書かれていない。効果(成果)とそれに伴う費用を比較して、方策が実現されたかの評価を行うべきであるが、効果も具体的な数字がない。よって、目標達成年度においても的確な評価はできない。今から無責任の温床を自ら作っている。	D	本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき策定するもので、本市の一般廃棄物に係る長期的視点に立った基本的な方針を取り決めるものです。 具体的な数値目標等については、毎年度策定する「芦屋市一般廃棄物処理実施計画」において検討します。方策の費用(予算)については毎年度の予算において計上し、その効果(成果)測定については、目標年度(平成38年度)及び中間目標年度(平成32年度)において行うこととしております。
14	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	ごみの減量化・再資源化の取組について、市が市民に対し、どのような啓発活動や実践活動をしているのかが見えない。 経費や手間がかかっても、地球の資源を守るために、もっと市民に見える形で啓発してほしい。	B	啓発活動や実践活動については、市民・事業者に対する情報提供(拡充方策「⑤ごみ処理に関する情報の提供」(P76))を工夫するなど、実施に当たっては考慮してまいります。
15	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	ごみ処理評価として、1人1日当たりのごみ排出量が他自治体より高く、リサイクル率が低い。 ・芦屋市は裕福な家が多く、消費物資の購入も多いため、他市に比べ多いのでは。 ・市民は断捨離意識が高く、不要なものは廃棄し家の中を常にすっきりしておきたい傾向にあるのでは。 廃棄物の中でリサイクルできるものを回収しやすくする方法を考える必要があるのではないのか。	B	循環型社会を構築するため、3R(優先順位として①リデュース(ごみを減らす)、②リユース(そのまま再使用する)、③リサイクル(資源として再生利用する))を基本としつつ、③リサイクルに関連する各種方策(P73～P82)を実施するに当たっては考慮してまいります。
16	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	ごみ減量を図るには市民の協力とともに、ごみを生み出す企業の責任もある。 芦屋市も対策の中で「事業者は環境に配慮した……」と書いてはいるが、いつ、何社にその要求をするのか具体的な数値目標がない。 私の提案は、芦屋市の100年の計として「地球環境に貢献する街」づくりを目指し、財源は広域化で浮いた費用で基金をつくり、「芦屋環境賞」を創設する。具体的には、環境保全に取り組む日本企業及び団体を対象とし、ごみ減量化に貢献した企業・団体をサポートをしていくことを旨とし、率先して「リサイクルの促進、過剰包装の防止、ごみ減量化に貢献した企業・団体」の表彰と賞金贈呈をおこなう。	D	事業者についても、拡充方策「③スリム・リサイクル宣言の店」の推進(P75)等の各種方策の取組の中で、ごみの減量化・再資源化を推進してまいります。

No	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
17	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	分別回収について若年層ほど意識が低い傾向があるとの事で、小学生時代から地球環境問題について周知・啓発する必要があるのでは。	B	現在実施している主に小学4年生や各種団体・個人を対象とした環境処理センターの見学会に加え、ホームページの活用など周知・啓発をより一層工夫してまいります。
18	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	現在資源回収していない発泡スチロールについてリサイクルすべきである。発泡スチロールの減容化処理機械は安価で広く普及し、減容処理物の引取りについても安定したルートがあるので民間業者への委託も可能。	C	今後のごみ処理施設のあり方を踏まえて、分別区分の見直しを実施します。(P82継続方策「⑮分別区分の見直しの検討」)
19	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	ごみの資源化については、集団回収拡大のため施策を充実させるべきである。市が収集するより、民間の力を活用する集団回収の方が安価になる。集団回収の品目は回収業者との協議が必要だが、収集品目のメニュー拡大、対象団体の増加、集団回収量の増加を図り、ごみの資源化経費の削減を図るべきである。	D	拡充方策「②再生資源集団回収活動の推進」(P75)は本計画の重要方策の1つと考えており、目標項目(「集団回収量」)(P65)としても設定しています。 ご提案については、今後、具体的な内容を検討する上で参考とさせていただきます。
20	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	芦屋市の集団回収の割合が全国や兵庫県と比較高いのは、芦屋市がそれだけ民意が高い表れである。しかし、賃貸住宅居住者の参加割合が低いことに加え、自治会等がある地域でも、自治会に入らない方も増えているようだ。その人達へ市と自治会が一体となって周知していく必要があるのではないか。今後も地域コミュニティーの形成や活性化に繋げていければと思う。	A	今後は自治会等とも協働して、再生資源集団回収活動を推進してまいります。 本計画中、拡充方策「②再生資源集団回収活動の推進」(P75)の中に『自治会等との協働』を盛り込みます。
21	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	5つの基本方針は、大別すると「3R」と「収集・運搬」と「中間処理」になると思うが、3Rの『Reduce』は包装・梱包素材の更なる軽量化をメーカー等と検討する必要があると思う。	D	本市としては、商品の包装等について、拡充方策「①マイバッグの利用」及び継続方策「①過剰包装の防止」の中で取り組んでまいります。
22	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	世間一般的に洗剤等で使用されるポリ容器類に関しては、中身の入れ替えだけで済む容器の再利用が進んでいないのではないかと(リデュース・リユース)。使用者はもちろんのこと、メーカーや小売店の協力が必要である。	C	継続方策「④環境に配慮した製品等の購入」(P79)及び「環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施」(P80)の中で取り組んでまいります。
23	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	市民もごみの減量に協力すべきだが、市は具体的なごみの分別と出し方を明確に市民に告知してほしい。	C	拡充方策「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」の発行」(P76)により周知・啓発してまいります。
24	目標値を達成するための方策	P73 ～ P82	方策を項目別に記載しているが、市(行政)の取組は非常に弱い。排出しているのは主に市民で責任もあるが、遵守させるのは市(行政)の仕事。「○方策に関連する主体」でなく「◎方策を遵守させる主体」とする。遵守させるという強い気持ちで記載すべき。	D	基本理念として『わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します』と掲げていることから、各方策ごとに「方策を実施する主体」又は「方策に関連する主体」と表現しております。
25	目標値を達成するための方策	—	ごみを減らすことを考える前に、市民の意識を変えることが一番。市もリユースフェスタなどしてリサイクルに取り組んでいるが、市民の「捨てる」物から他人がリサイクルしているので、市民がムダに「捨てる」前にリサイクルを考えていない。 例えば、市所有の建物にリサイクル受付を設置し、使用できる本、服、家具など回収し、スタンプカードなどを作り、回数ごとに市経営の施設のクーポン券と交換する。回収した物は安価で売り、教育、福祉支援に利用する。結果、リサイクルへの意識が高まりごみが減るのではないかと。同じことを企業がして利益を得るより、市がすることで市政もよくなるのでは。	D	本市においては、循環型社会を構築するため、3R(優先順位として①リデュース(ごみを減らす)、②リユース(そのまま再使用する)、③リサイクル(資源として再生利用する))を今後も引き続き推進します。市民・事業者の方のごみに対する意識の向上を図るため、各種方策を推進してまいります。なお、ご意見につきましては今後の方策を検討する中で参考とさせていただきます。
26	目標値を達成するための方策	—	小学校でリサイクルの教育をもっとしてほしい。ごみ処理場へ社会見学はできないのか。	D	現在、小学4年生を中心に各種団体や個人を対象として環境処理センターの見学会を実施しています。
27	目標値を達成するための方策	—	ごみの減量と分別は文化都市芦屋として積極的に取り組む問題。市民も協力すべきである。	D	ご指摘のとおり、ごみの減量化・再資源化には市民・事業者の方々の協力が不可欠です。「第3次芦屋環境計画」に定める本市の目指す環境の姿の実現に向けて今後もご協力をお願いいたします。
28	目標値を達成するための方策	—	芦屋市の市民1人当たりのごみ排出量が、兵庫県下で最低となり、いつの間にか分別への意識が他市に比べて低下しつつあるのでは。より一層の分別収集への広報啓蒙活動を強化して、市民をあげて減量に努めたい。	D	市民・事業者の方にごみの減量化・再資源化に協力していただけるよう、より一層周知・啓発を行ってまいります。

No	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
29	目標値を達成するための方策	—	ごみ持込みの前日までの予約制を、午前中に予約すれば午後を持込みOKなど、情報の管理はネット時代でスピードがあるので、ごみを無くすようお願いをしたい。	D	引き続きごみの減量化を推進するため現行どおりとします。ご理解くださいますようお願いいたします。
◆ 収集・運搬について					
30	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	5つの基本方針のうち、収集・運搬についてはパイプラインの修理費を軽減する為の方針作成及びバッカー車の更なる外部委託を真剣に検討すべきである。	D	パイプラインの修理費軽減については、利用者の皆様との協議会で検討しています。 車両収集については、分別区分や施設の運営方針に基づき、収集方法の見直しや体制を検討します。
31	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	平成14年3月県議会における南芦屋浜地域ごみパイプライン延伸中止の件の議員への理由説明及び同12月の市議会における議員への説明を読んでの所感だが、納得のいくものではない。当事者は、当初のまちづくりの基本理念である「安心・安全・魅力あるまちづくり」を分譲戦略事情の理由で、あまりにも簡単に諦めているのではないかと。 ここに住もうとした多くの人たちが、ごみパイプ輸送による魅力にひかれたことは、平成27年に実施したアンケートの結果を見れば明らか。 都市計画は将来を見据えた計画で、まちづくりの基本政策に基づいて事業展開されるべきであり、事業者の経営戦略で、基本政策が変更されるのは、事業者責任として問われるべきものである。 南北地域住宅における行政サービスの不平等・格差は大きな問題です。同じ地域内の格差は、不動産価値にも影響することも考えたのか。将来整備要求に対する方針でも、市は採用しないとのことであるが、完成後でも土地分譲後でも、確定後に公道にパイプラインを敷設すれば問題ないと思う。 震災後、大きな財政問題があったにしろ、企業庁が総合公園を優先したことも納得できない。総合公園は住宅よりもっと長期未来も考慮するなら、住宅政策を優先すべきではなかったか。 また、南芦屋浜地域の平成28年4月現在のパイプラインを利用する人口3,016人、利用しない人口2,555人、まだ空地の面積が相当あり、利用計画は未決定、計画人口9,000人とのことだが、ますます利用する人口比が小さくなる。企業庁はこの状況を市民にどのように説明するのか。 さらに、ごみパイプラインが中止になることは、分譲時に開発者、分譲業者から十分に説明してもらおうとの回答だったが、現実には、説明を聞いていない市民がいる。これは問題ではないか。企業庁にはどのような方法で周知する努力をしたのか聞きたい。 繰り返しになるが、ごみパイプライン計画の基本計画変更を依頼した事業者(企業庁と思うが)に責任がないと思えない。 芦屋浜地区についても、計画と現状の大きな違いがある。これは国、県、市と当初から協議して進めてきたとのことだが、県の責任は大きい。県の経済的負担を求めてもいいと考えるが、市はどう考えるのか。	D	南芦屋浜地域のパイプラインの延伸中止については、長引く景気低迷や地価の下落等開発事業を取り巻く社会情勢が大きく変化したことなどを踏まえて、県企業庁と市が協議を重ねてきたものです。 パイプラインの延伸中止については、土地購入時等に開発者及び住宅分譲者等から十分説明していただくことになっております。 県の経済的負担との関係については、パイプライン施設の維持管理は市の責任において行うものとなっており、市の負担で維持管理や大規模改修を行うものと考えています。
32	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	パイプラインシステムは国の指導の下、県・市が賛同して導入したもので、利用地域の住民にはこの便利なシステムが有る事を謳い文句に不動産を販売してきた経緯があります。今さら、非利用地域とのごみ廃棄の機会や税の使われ方の不平等を問題にするのは筋違いである。	D	パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
33	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	高層住宅がある限り”パイプライン”存続を願う。	D	No.32のとおり (パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。)
34	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	パイプラインは、この街が出来て初めて入居した時から、ごみ処理は近隣の町からうらやましがられた事を思い出す。自慢話をしたこともある。その様な生活の一部であるパイプラインの存続が危ぶまれている事は、経費とパイプラインそのものの劣化が問題である。ただ、今さら廃止を検討と言われてもどうしようもない。ごみ処理がパイプラインで出来ることを前提に高層階の建物が出来ている。ぜひ良き知恵を絞って存続を願う。 夢の町・未来の町・シーサイドのためにパイプラインがダメなら次の時代に合ったごみ処理の方法を考えてほしい。例えば各高層階のパイプライン直結の無人ごみ回収車で処理場まで運ぶとか何か良き考えを願う。 高層階に住む限り、パイプラインの問題は切っても切れない問題である。自分自身もパイプラインが痛まないように廃棄するものには気を使って捨てている。ぜひとも存続を願う。	D	No.32のとおり (パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。)
35	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	パイプラインの存続を願う。	D	No.32のとおり (パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。)

No	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
36	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	高層住宅のパイプラインは止めないでほしい。ごみパイプラインがあることでシーサイド高層に引っ越してきたが、無くなるならこの市に留まる意味がない。	D	No.32のとおり (パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。)
37	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	ごみ収集パイプラインは先進のシステムであり、費用が高いとの理由だけで廃止するのはもったいないと思います。CO2排出量が少ないシステムであり、地球温暖化対策として考えると有効なシステムです。 維持管理費、補修費ともに現在の実績金額はコスト削減の努力を行ってきた数字か疑問があります。将来の必要とされる金額についても精度の高い数字ではなく、見直しが必要です。現在、環境センターと住民代表で行っている協議会を充実させ、時間を掛けて議論を深めるべきと考えます。	D	No.32のとおり (パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。)
38	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	パイプライン施設の老朽化の進行は認識しているが、ごみを扱う人々の安全確保・衛生的な処理・市民の利便性は引き続き確保し、新技術の導入を図る目的がつくまで存続してほしい。	D	No.32のとおり (パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。)
39	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	ごみ回収で先進的なパイプラインは芦屋市としても魅力的な施設なので、長く運用して、『やっぱり芦屋は良い』と言いたい。	D	No.32のとおり (パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。)
40	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	市民憲章で「国際文化住宅都市に相応しい健康で明るく幸福なまち、清潔で安全なまちにしましょう」と策定されているが、市は費用の面でごみパイプラインシステムを廃止しようとしている。 各所にゴミステーションを設置して、そこから発する臭気や害虫、美観上の問題、ごみバッカー車が出入りする事で安全が確保できるのか。	D	No.32のとおり (パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。)
41	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	パイプラインごみ収集システムの合理的な運用も一つの答え。マンションや大規模団地で最近採用が増加しているダストラム方式も一つの答え。将来を見据えた議論が必要である。	D	No.32のとおり (パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。)
42	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	2017.1.21(土)に市(環境施設課)とパイプライン利用者の会との協議会を傍聴した。市の担当者から、昭和54年より運用している摩耗・腐蝕箇所の多いパイプラインの修理状況の説明を聴き大変さに頭が下がる思いである。 また、FRPでの補修(ライニング加工)が場所によって考慮されていることの懸念項目もあるが効果も期待したいものである。	D	FRPでの補修については、利用者との協議会で検証しながら進めていきます。
43	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	パイプライン利用地域と非利用地域とのごみ収集運搬コストの比較表が記載されているが、毎日投入できる利用地域と2回/週で回収される非利用地域との違いがあり、単純に費用面で比較できないのではないか。	D	パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、課題等を整理しているところです。
44	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	図表2-9 収集・運搬体制(P11)では地域ごとに掲載しているが図表2-10 収集・運搬体制別の処理経費(P12)では『直営及び委託』と『パイプライン』の2区分で掲載している。この区分では不十分。直営と委託とパイプラインの3区分にするか、地域毎の処理経費比較とすべき。直営地域が委託地域に比べ高いことが判らない。パイプライン地域にとって不公平である。	D	本計画は基本計画であることから、『車両による収集』及び『パイプラインによる収集』との経費比較を行っています。

No	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
45	分別区分及び収集・運搬計画	P83, 84	パイプライン施設の維持管理費・補修費・大規模改修や更新にかかる費用については、市が一方向的に運営方針を決めるのではなく、「パイプライン協議会」において市と利用者が一緒に検討する必要がある。廃棄物減量等推進審議会において平成29年3月にごみパイプラインの継続か廃止についての諮問案を提出したいとの事だが、現在、市とパイプライン利用者の会との「パイプライン協議会」で話し合いの場が継続して行われていると同時に審議会でごみパイプライン問題を審議する事は道義に反するのではないか。	D	パイプライン施設の方針について、平成29年度において、引き続き、利用者の皆様との協議を行い、廃棄物減量等推進審議会に諮問してまいります。
46	分別区分及び収集・運搬計画	P83～P89	芦屋市と西宮市との広域化の方向が進むならば、パイプライン廃止の問題が一気に加速するのではないかと懸念する。パイプラインは芦屋浜地域の開発の際の「光り」として宣伝され、当時「これがあるから引っ越してきた」といわれ、注目されてきた。今や地域住民にとっては毎日の生活に欠かせない施設として定着している。それを今になって費用が掛かるからと簡単に廃止されるのは納得ができない。パイプラインの存続を強く要望する。	D	パイプラインは、収集システムであることから広域化の検討の対象外としています。パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
47	分別区分及び収集・運搬計画	P83～P89	広域化でパイプラインの廃止につながるような事の無いよう切望する。	D	パイプラインは、収集システムであることから広域化の検討の対象外としています。パイプライン施設の方針については、現在も利用者の皆様と協議中であり、あり方も含めた様々な課題等を整理しております。
◆ 環境負荷について					
48	目標値を達成するための方策	P82	ISO-14001は環境処理センター含めた芦屋市全体の活動か。地球温暖化含めて将来世代のためにも非常に重要な項目である。	A	本市においては、独自の環境マネジメントシステム(EMS)により運用しています。継続方策「⑩処理センターにおける適正処理の実施」(P82)中、『ISO14001に準拠した環境マネジメントシステム』については、『本市独自の環境マネジメントシステム(EMS)』に修正します。
49	その他必要事項	P92	一般廃棄物減量の大きな目的の一つが地球温暖化防止。世界的に将来世代のための最重要課題。地球温暖化効果排出ガス量(CO2換算)減も現状を調査して取り上げるべき。 ・12分別の徹底による焼却時のCO2削減。 ・ごみ排出量減、リサイクル率向上 ・コージェネ(熱電併給)採用 焼却炉更新時の発電機検討。廃プラのサーマルリサイクルはどうか。	D	ごみ排出量の削減やリサイクル率の向上については、本計画の各種方策の取組により推進してまいります。温室効果ガスの排出削減については、「芦屋市環境保全率先実行計画」において推進しています。コージェネの採用については、本市では、次期焼却施設の整備において、ごみ発電や省電力機器の採用による二酸化炭素の排出削減を目指します。また、プラスチック製容器包装を焼却処分するのではなく、資源としてリサイクルすることで二酸化炭素のより一層の排出削減を目指します。
50	その他必要事項	P92	温室効果ガスについては、「その他必要事項」とするのではなく、本計画を進める最重要課題の一つなので、もっと前面に打ち出すべきである。温室効果ガスは世界的な最重要課題である。	A	当該『温室効果ガス』については、「その他必要事項」(P92)の項目中ではなく、その直前に一つの項目として別に記載することとします。
◆ エネルギー利用について					
51	中間処理計画(ごみ処理施設整備計画)	P85～P89	芦屋市は焼却炉の延命処置をしているが、熱回収(サーマルリサイクル)の熱エネルギーを利用した発電設備が設置されていない。理由として、焼却ごみ量から発電効率が悪いとの事だが、パイプラインシステム稼働に必要とされる電力くらいは発電出来るのではないか(年間4000万円位削減)。	D	現在、本市では発電設備を設置していませんが、次期焼却施設の建替え又は広域化に当たっては、二酸化炭素排出量削減等の環境に配慮した施設とするため、ごみ発電設備の設置を目指します。
52	中間処理計画(ごみ処理施設整備計画)	P85～P89	現在は廃プラ焼却による発電(サーマルリサイクル)が主流。広域化によるコストメリット、CO2削減も期待できるので「再生利用と発電によるサーマルリサイクル検討」としてはどうか。	D	本市では、次期焼却施設の建替え又は広域化において、ごみ発電や省電力機器の採用による二酸化炭素の排出削減を目指すため、プラスチック製容器包装を焼却処分するのではなく、資源としてリサイクルすることで二酸化炭素のより一層の排出削減を目指します。
53	中間処理計画(ごみ処理施設整備計画)	P85～P89	ビニプラについては、マテリアルリサイクルよりサーマルリサイクルが適している。新施設建設までビニプラの資源化については保留すべきである。	D	現状焼却処理しているプラスチック製容器包装については、循環型社会の構築に向け、サーマルリサイクルに優先するマテリアルリサイクルを推進すべく時期も含め検討してまいります。

No	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
◆ 中間処理計画について					
54	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	芦屋市の焼却施設は115tが2炉だが、当初、人口増とごみ量の増加を予想して設置されたもので、現状ではオーバースペックになっているのではないかと。	D	本市のごみ排出量は既存の焼却施設を建設した当時と比べて減少しています。そのため、新施設の計画にあたり、適切な処理規模となるよう検討します。
55	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	ごみが減少傾向にある中、パイプライン施設も含めて小規模にすれば、建替え、取換費用はもっと少なくなるのではないかと。	D	本市のごみ排出量は既存の焼却施設を建設した当時と比べて減少しています。そのため、新施設の計画にあたり、適切な処理規模となるよう検討します。なお、パイプライン施設については、現在も利用者の皆様と協議中であり、課題等を整理し、効率的で持続可能な運営を目指して、今後の運営方針を定めていきます。
56	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	西宮市との広域化で(両市で)200億円程度の費用削減が見込まれるとの話があるが、その削減した費用をどのように使うのかを事前に示さないと、本当の生きた金の使い方にはならない。むしろ、無駄使いの温床となる。広域化の明確なビジョンと浮いた費用を何に使うかを事前に検討し、市民に提示すべきである。	D	今後、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加に加え、まちの整備や既存施設等の老朽化対策などに多額の経費が見込まれ、厳しい財政運営が続くことが予想されます。 本市のごみ処理においては、効率的である広域化の可能性について検討してまいります。
57	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	西宮市との広域化で(両市で)200億円程度の費用削減が見込まれると言うが、削減した費用をどのように使うか、広域化の明確なビジョンの説明が必要である。	D	No.56のとおり (今後、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加に加え、まちの整備や既存施設等の老朽化対策などに多額の経費が見込まれ、厳しい財政運営が続くことが予想されます。 本市のごみ処理においては、効率的である広域化の可能性について検討してまいります。)
58	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	ごみ焼却施設の西宮市との広域化の話が出ており、芦屋市として、広域化すると200億円近くの費用が削減されると聞いているが、その内容を示してほしい。	D	本市での単独処理と比較して、両市の施設建設費及び維持管理費において、費用の削減が見込まれます。
59	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	5つの基本方針のうち、中間処理は広域化での西宮市との協業体制の記載がないが、10年間の計画の中に記載すべきである。	D	西宮市との広域処理の協議については、5つの基本方針を取り組む具体的な内容として、P88に「今後の進め方」で記載しております。
60	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	広域化による利点として、大型焼却炉で効率の良い発電(エネルギー回収)ができるとあるが、西宮市で発電した電力の一部は、何らかの形で芦屋市に還元されるのか。	D	西宮市との広域処理について、効率的で持続可能な運用を目指して、これから検討及び協議を始めていきます。今回お寄せいただいたご意見につきましては、検討の参考とさせていただきます。
61	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	例えば西宮市内にごみ焼却施設を建設する場合であれば、現在の芦屋市環境処理センターをごみの中継基地として大型車(例えば10t車)を使用してごみ焼却施設へ搬送を行う方法が考えられる。この他にも適地があれば中継基地を作り、ごみ収集経費の削減と交通渋滞の解消を図ることが望ましいと考える。	D	No.60のとおり (西宮市との広域処理について、効率的で持続可能な運用を目指して、これから検討及び協議を始めていきます。今回お寄せいただいたご意見につきましては、検討の参考とさせていただきます。)
62	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	焼却炉設備について広域化された場合、西宮市のごみ量の方が圧倒的に多いが、今後、芦屋市と西宮市で交互に運用される事があり得るのか。	D	西宮市との広域処理について、効率的で持続可能な運用を目指して、これから検討及び協議を始めていきます。
63	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	広域化については、利点や課題を今後慎重に検討する必要がある。	D	No.62のとおり (西宮市との広域処理について、効率的で持続可能な運用を目指して、これから検討及び協議を始めていきます。)

No	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
64	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	”ごみ”は芦屋市で処理をすれば良い。西宮市と芦屋市では”ごみ”の量も違う。市民は”ごみ”をいかにして少なくするかを考えて生活をすればいい。	D	ごみ処理施設の効率的で持続可能な運用を目指すために広域化を視野に入れ検討する必要があります。
65	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	ごみ処理場を西宮市と共同で大型なものにすると安くつくということに対して、一時の建物は安くつくかもしれないが、自分の市のごみは遠くまで道路を使って車で運ぶよりも、市として完結する方が良い。 文化都市にふさわしい処分の仕方を存続すること。	D	No.64のとおり (ごみ処理施設の効率的で持続可能な運用を目指すために広域化を視野に入れ検討する必要があります。)
66	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	芦屋市のごみは芦屋市単独で処理するのがいいと考える。	D	No.64のとおり (ごみ処理施設の効率的で持続可能な運用を目指すために広域化を視野に入れ検討する必要があります。)
67	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	燃えるごみの焼却処理、粗大ごみの破碎選別処理については、西宮市との広域化を推進してごみ処理の中間処理経費の削減を図るべきと考える。国の施策でもあり、300t/日以上のごみ発電プラントを建設することにより、処理経費の半減又はそれ以上の削減が期待できる。	D	広域化には様々なメリットがあり、国の施策でも推奨されています。 一方で、広域化に当たっては、課題があるため慎重に検討します。
68	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	地球温暖化、人口推計、財政などから広域化は非常に重要な課題。焼却炉だけでなく、廃プラ、焼却灰なども含めて最善の案を十分な時間をかけて検討する。 廃棄物基本計画など西宮市、他自治体とも、この際定期的に情報交換すればどうか。	D	ごみ処理施設については、常に最善の方法を講じる必要があると考えています。また、他市との情報交換についても、引き続き行っていきます。
69	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	広域化になっても収集運搬は芦屋市独自で行うべき施策であり、衛生面、利便性、経費面からの改善が求められる。10年度、20年後に今と同様にパッカー車が町を走り回る状況は如何なものかと思う。収集運搬の近代化が必須である。	D	今回お寄せいただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
70	中間処理計画 (ごみ処理施設 整備計画)	P85 ～ P89	広域化については、西宮市のペースにはまらず、芦屋市民の利便性・安全性を優先して協議を進めてもらいたい。	D	両市にとって効率的で持続可能な運営を目指して協議を進めていきます。
◆ その他					
71	—	—	一般社会だとビッグプロジェクトで目標を達成出来なければ、責任を取らなければならないが、芦屋市は職員に対して信賞必罰の制度を取り入れてはどうか。行政の態度変更を市民は期待している。	D	現在、本市では、目標管理による人事評価制度を導入し、処遇等への反映も行っているところです。今後も、職員が芦屋のため、市民のために自ら考え責任と自覚を持って行動する職員の育成に努めてまいります。
72	—	—	芦屋市一般廃棄物処理基本計画原案はコンサルタントが作成したものと思うが、コンサルタント名を記載すべき。今後は市の職員が自分の目線で作成すべきである。	D	計画は所管課において策定しておりますので、コンサルタント名は記載しないこととしております。
73	—	—	市民の守るべき規範として憲章を定めるとあるが、総合計画などPDCAを行う責任は行政(トップを含めて)。しかし、職員アンケートではほとんどの職員が存在を知らない。知っていても業務に反映していない現状からすれば、行政側も『芦屋市憲章』のようなものを作成・配布し徹底すべき。	D	本市職員には、「芦屋市職員憲章」を制定しており、市民憲章で掲げた内容を実現するため、人材育成基本方針に基づき、職員の意識改革、資質向上、能力開発に取り組んでいるところです。 今後も、芦屋のため、市民のために自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指してまいります。